

海上コンテナ部会の活動・取組み について

一般社団法人愛知県トラック協会 海上コンテナ部会

目 次

1. 海上コンテナ部会とは
2. 通常総会の開催
3. 実務委員会のパトロール活動
4. 専門チームの活動
5. 西部臨海工業地帯安全輸送協議会パトロール
6. 街頭指導の実施
7. 交通安全講習会の開催
8. クリーンキャンペーンの実施
9. その他の活動

1. 海上コンテナ部会とは

概要

1973年（昭和48年）に海上コンテナ部会の陸上関係事業者による協調体制を確立して輸送の円滑化を図り、事業の健全な発展を期することを目的として発足されました。

現在は、名古屋港を中心に海上コンテナを取り扱う**264社（ID登録台数：約3,600台）**の運送事業者で構成され、運営委員会16社、実務委員会20社で組織化されています。

〔2025年5月末時点〕

海上コンテナ部会組織図



2. 通常総会の開催



通常総会の様子（令和7年度）

毎年6月の第1金曜日に通常総会を開催し、約120名以上の部会員が参加されます。通常総会では事業報告、収支決算報告、事業計画、役員改選等について議決します。例年、来賓として中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官、愛知県トラック協会 専務理事に出席を頂いております。

3. 実務委員会のパトロール活動



違反車両調査の様子



ゲートでのヘルメット・一旦停止をチェック

毎月第3水曜日に各ターミナル（NCB・西部北・西部南・TCB・NUCT）にてパトロール活動や会議を実施しています。パトロールでは、ゲート前での車両の違反調査やスピードガンを使用したターミナル内での速度調査等を実施しています。

ターミナル構内パトロール集計結果

構内パトロール結果集計

海コン実務委員会+飛島実務委員会+鍋田実務委員会

2024/01/01 ~ 2024/12/31

	違反内容	件数	構成(%)
IDナンバー/会社名を記載	ヘルメット未着用	159	25.4
	ヘルメットあごひも未着用	72	11.5
赤字違反内容は重大事故・災害に繋がる恐れがあります。十分に指導をお願いします。	携帯電話使用	2	0.3
	DP内でロック・解除	10	1.6
	ツイストロック外し忘れ	102	16.3
	走行禁止通路走行	46	7.4
	合図なし・合図手順の不徹底	56	9.0
	その他・ルール無視・理解不足	129	20.6
	一時停止違反	6	1.0
	スピード超過	2	0.3
	IDが見えにくい/ID無し	9	1.4
	DP回り込み	27	4.3
カーテンの使用	3	0.5	
荷下通過	2	0.3	
	合計	625	

○2022年ワースト5位

1位	その他・ルール無視・理解不足	158件
2位	合図なし・合図手順の不徹底	107件
3位	ヘルメット未着用	79件
4位	ツイストロック外し忘れ	63件
5位	走行禁止通路走行	61件

○2023年ワースト5位

1位	ヘルメット未着用	122件
2位	その他・ルール無視・理解不足	114件
3位	ツイストロック外し忘れ	105件
3位	カーテンの使用	105件
5位	合図なし・合図手順の不徹底	76件

○2024年ワースト5位

1位	ヘルメット未着用	159件
2位	その他・ルール無視・理解不足	129件
3位	ツイストロック外し忘れ	102件
4位	ヘルメットあごひも未着用	72件
5位	合図なし・合図手順の不徹底	56件

※2024年 その他主な違反項目

- ・NUCTでのなりすまし問題(並ばず横入り/捲って進入)
- ・NUCT遠隔レーンでの捲り
- ・荷の下通過

2024年集計結果(625件)は、海上コンテナ部会実務委員会、飛島実務委員会、鍋田実務委員会の毎月パトロール違反調査結果を集計した件数となります。

ターミナル構内速度調査結果

ターミナル構内車両スピード調査結果

令和6年01月 ~ 令和6年12月

コンテナターミナル作業安全基準/安全交通規定/第8条

“ヤード内の機器及び車輛の最高速度は25kmに制限する”

	調査日	台数	内訳/速度km別(※)			平均速度
			25以下	26~40	41以上	
NUCT	1月17日	139	65 46.8%	71 51.1%	3 2.2%	26.6
NUCT	3月19日	86	71 82.6%	15 17.4%	0 0.0%	22.7
TCB	4月17日	78	43 55.1%	33 42.3%	2 2.6%	25.6
NUCT	5月15日	193	120 62.2%	72 37.3%	1 0.5%	25.7
TCB	6月19日	89	76 85.4%	13 14.6%	0 0.0%	22.1
TCB	10月16日	93	25 26.9%	59 63.4%	9 9.7%	30.5
NUCT	11月19日	131	88 67.2%	43 32.8%	0 0.0%	23.9
TCB	12月18日	94	51 54.3%	42 44.7%	1 1.1%	25.6

※ 「26km~40km」の台数割合が八割に達した時
及び 「41km以上」は色付き表記

○総計

	台数	25以下	26~40	41以上	平均速度
令和6年01月 ~ 令和6年12月	903	539 59.7%	348 38.5%	16 1.8%	25.4

※ID登録車両対象

ターミナル構内の制限速度は25 km/h！！

実務委員会は毎月ターミナルでスピード調査を実施し、構内速度違反の抑止、遵守に努めています。

奇数月はNUCT、偶数月はTCBで調査しています。



速度調査の様子

4. 専門チームの活動

実務委員会内に設置されている5つの専門チーム（安全・料金・法令・ターミナルバンプール・広報）では、業界におけるタイムリーな問題やテーマを掲げ、調査・協議・研修を行い、全部会員 及び 業界団体に情報を発信しています。



打合せの様子

令和7年度 実務委員会 専門チーム							
※ ◎はチームリーダー ○は委員							
	会社名	統括	安全チーム	料金チーム	法令チーム	T M・V Pチーム	広報チーム
1	名海運輸作業㈱	◎			○		
2	㈱フジトランスライナー	○		○			○
3	東海協和㈱	○				○	
4	㈱コクサイ物流	○	○				
5	アイカイ物流㈱		◎				
6	伊勢湾倉庫㈱				○		
7	伊勢湾陸運㈱					○	
8	N X日本通運㈱		○				
9	㈱上組						○
10	三興陸運㈱						○
11	中京陸運㈱						◎
12	東陽物流㈱			◎			
13	日本高速輸送㈱				○		
14	日本コンテナ輸送㈱						○
15	日本トランスシティ㈱		○				
16	丸一運輸㈱				◎		
17	㈱メイサク					○	
18	森吉通運㈱					◎	
19	由良陸運㈱			○			
20	菱倉運輸㈱			○			
計(店社)		4	4	4	4	4	5

各専門チームの主な役割

安全チーム

交通安全講習会の開催、パトロール・道路の改善等

料金チーム

附帯作業料金収受や料金体系改善への意見交換会等

法令チーム

特車関係の勉強会・背高経路について等

T M・V Pチーム

ターミナル内導線やV Pの交渉等

広報チーム

部会HP、リーフレットの作成等

〔2025年5月末時点〕

5. 西部臨海工業地帯安全輸送協議会パトロール



パトロールの様子



会議の様子

毎月第3木曜日に西部臨海工業地帯安全輸送協議会、愛知県トラック協会名古屋第三支部、尾西支部、各顧問団体（蟹江警察署、名古屋港管理組合、名古屋国道事務所、愛知運輸支局）と連携し、飛島・弥富埠頭を中心に毎月交通安全パトロールを実施しています。

6. 街頭指導の実施



ツイストロック確認



街頭指導の様子

平成21年5月に走行中のトレーラーからコンテナが転落するという重大事故が発生して以来、当部会では「緊締装置の全ロック」・「安全速度」・「積載重量の厳守」等の周知徹底の為、定期的に街頭指導を実施しています。

【2025年5月実績】

日時：2025年5月19日（月） 10時00分～11時00分

場所：鍋田ターミナル前（弥富市富浜）

参加機関：愛知県蟹江警察署、中部運輸局愛知運輸支局、中部地方整備局・独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

7. 交通安全講習会の開催



第1部 蟹江警察署交通課長



第2部 外部講師



講習会の様子

海上コンテナ部会では、運転手の交通安全意識を高める目的で交通安全講習会を開催しております。

第1部では蟹江警察署交通課長による交通安全講話、第2部では運転手を対象とした講習会を行っています。

【2024年度実績】

日時：2024年10月19日（土） 10時00分～12時00分

場所：飛島村すこやかセンター 参加者：53社 96名

8. クリーンキャンペーンの実施



クリーンキャンペーンの様子



収集したゴミ

名古屋港管理組合 及び 飛島村役場と合同による飛島村西四区周辺道路の地域清掃活動を行っています。また、当部会の啓発タオルの配布、ポイ捨て禁止のチラシを配布する等、ゴミ捨てマナー違反を減らすための啓発活動も併せて行っています。

【2024年度実績】

日 時：2024年11月22日（金）8時00分～9時30分

場 所：海部郡飛島村西四区全域

参加者：93社 168名

9. その他の活動①

・返却コンテナの清掃・洗浄等の付帯作業について〔2018年(平成30年)2月〕

国土交通省が標準貨物自動車運送約款の改正を行い、トラック事業者が適正な運賃や料金が収受することができる取引環境が整備される中、中部運輸局と当部会の連盟により荷主に対して、返却コンテナの清掃・洗浄コンテナの付帯作業についての要請文書を発出し、海コン部会全会員に周知しました。

〔実施に発出した文章〕

平成30年2月14日

会員各位

愛知県トラック協会海上コンテナ部会
部会長 山本 敦

返却コンテナの清掃・洗浄等の付帯作業について

拝啓時下益々清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当部会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、名古屋港における返却コンテナの清掃・洗浄問題につきましては長年の問題となっており、行政・海貨・船社・港運・トラック事業者・労働組合等の関係者により「返却コンテナの清掃・洗浄問題勉強会」を設置し、度重なる調査・検討を行って参りました。

昨秋、国土交通省が標準貨物自動車運送約款の改正を行い、トラック事業者が適正な運賃や料金を収受することができる取引環境が整備される中、この度中部運輸局と当部会の連名により荷主に対して、返却コンテナの清掃・洗浄等の付帯作業についての要請文を改めて作成し発出されたところです。

前述の内容を踏まえ、各店社におかれましても、付帯作業にかかる料金の収受等について改めてご確認頂き、荷主に対しての適切な洗浄方法の伝達と洗浄コストの負担等に向けた取り組みを進めていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成30年1月

各位

返却コンテナ清掃・洗浄問題勉強会
(事務局：中部運輸局 海事振興部
(一社)愛知県トラック協会
海上コンテナ部会)

返却コンテナの清掃・洗浄等の付帯作業について

海上コンテナは、荷主、フォワーダー、船社、港運・トラック事業者など多くの関係者が携わり、円滑に輸送されています。

しかしながら、名古屋港における返却コンテナの清掃・洗浄につきましては、一時的にはその立場にない海コンドライバーが担っているケースが多く見受けられ、過度の負担となっていることが長年の問題とされてきました。

これらの改善に向け、中部運輸局が中心となり名古屋港関係者による『返却コンテナの清掃・洗浄問題勉強会』を設置し、今日まで調査・検討を重ねてまいりました。

平成26年4月には別添「返却コンテナの清掃・洗浄にかかるご協力について」として、健康面や環境面への懸念や曖昧な費用負担について、速やかに改善していただくよう協力要請させていただいたところです。

今般、国土交通省では、トラックドライバーの労働環境を改善するために、トラック事業者が適正な運賃・料金を収受することができる取引環境を整えることが重要との観点から、運賃と料金の範囲を明確化し、運送以外の役務の対価を運賃とは別建ての料金として収受できるよう、「標準貨物自動車運送約款」の改正を行いました。(別添リーフレット参照)

荷主の皆様におかれましては、返却コンテナの清掃・洗浄を委託する際は、健康面・環境面に加え、海コンドライバーの労働環境の改善に向けた適正取引の観点から、適切な洗浄方法の伝達と洗浄コストの負担等につきましてもご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

問い合わせ先
中部運輸局 自動車交通部 貨物課 ☎ 052 (952) 8037
// 海事振興部 貨物・港運課 ☎ 052 (952) 8014

9. その他の活動②

・鍋田コンテナターミナル混雑緩和について〔2022年(令和4年)2月〕

令和3年11月より続いている鍋田コンテナターミナルに混雑は、海上コンテナ陸上輸送事業者にとって、極めて深刻な状況となっています。道路交通安全及びドライバー長時間労働解消に向けた効率的なターミナル運営を図っていただくよう鍋田ターミナル分科会に対して要請文書を発出し、海コン部会全会員に周知しました。

〔実施に発出した文章〕

令和4年2月15日

名古屋港運協会コンテナ委員会
ターミナル部会鍋田ターミナル分科会 御中

愛知県トラック協会
海上コンテナ部会 実務委員会

鍋田コンテナターミナル混雑緩和に関するお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当部会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、昨年11月より続いております鍋田コンテナターミナル於ける混雑は、道路交通安全及びドライバーの長時間労働問題により海上コンテナ陸上輸送事業者にとって、極めて深刻な状況となっております。

つきましては、混雑の慢性化を抑え効率的なターミナル運営を行って頂きますようお願い申し上げます。

当部会としては、今後も鍋田コンテナターミナルの遠隔化に伴った新多機能RFIDタグの導入やパッシブタグの周知等を協力していく所存でございます。

生産性向上や作業効率化に向け、港湾物流輸送の労働環境の改善、安全性向上等を目指し事業運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、混雑問題の緩和につきまして、ご検討を賜りますよう再度お願い申し上げます。

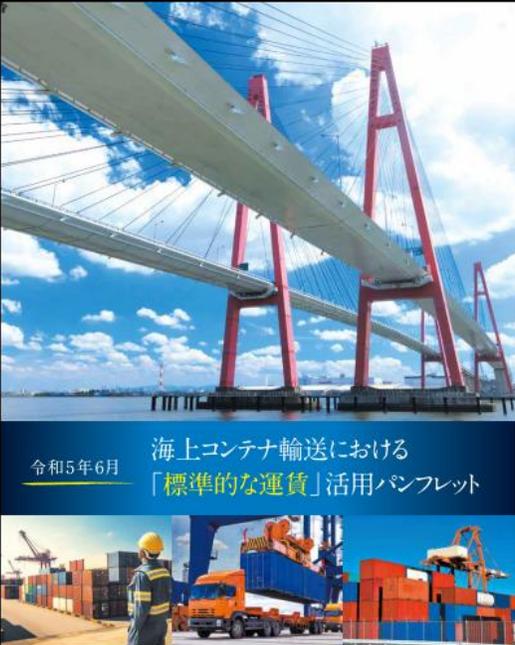
敬具

9. その他の活動③

・海上コンテナ輸送における「標準的な運賃」活用パンフレットの作成〔2023年(令和5年)6月〕

令和2年4月「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」が告示され、令和4年9月には海上コンテナ輸送の割増率が「4割増」となることが示されたことを受け、当部会は中部運輸局の協力のもと、海上コンテナ輸送における「標準的な運賃」活用パンフレットを6,000部作成しました。適正運賃の収受、港湾物流輸送の労働力改善などを旨とするため、部会員に対し活用を促すとともに荷主企業、関連団体等にも積極的に周知図るためパンフレットの配布を行いました。

〔作成したパンフレット〕



令和5年6月 海上コンテナ輸送における「標準的な運賃」活用パンフレット

国土交通省 中部運輸局 愛知県トラック協会 海上コンテナ部会

「標準的な運賃」の告示内容
距離制運賃表(中部運輸局)

車種別 キロ程	トレーラー (20フィート)	海上コンテナ (40フィートの参考値*)	40フィート (40フィートの参考値**)
100km	35,850	36,190	36,500
200km	29,270	40,970	41,000
300km	33,690	43,760	46,000
400km	36,110	50,254	51,000
500km	39,530	53,342	55,500
600km	42,950	60,130	60,500
700km	46,370	64,918	65,000
800km	49,790	69,706	70,000
900km	53,210	74,494	74,500
1000km	56,630	79,282	79,500
1100km	39,950	83,930	84,000
1200km	43,270	88,578	89,000
1300km	46,590	93,226	93,500
1400km	49,910	97,874	98,000
1500km	53,230	102,522	103,000
1600km	56,550	107,170	107,500
1700km	59,870	111,790	112,000
1800km	63,190	116,438	116,500
1900km	66,510	121,086	121,500
2000km	69,830	125,734	126,000
2000km 未満上乗率5%まで 適用する基準	6,590	0.3	0.3
2000km 未満上乗率5%まで 適用する基準	16,390	0.3	0.3

※1 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※2 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※3 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※4 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※5 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。

「標準的な運賃」の告示内容
時間制運賃表(中部運輸局)

種別	トレーラー (20フィート)	海上コンテナ (40フィートの参考値*)	40フィート (40フィートの参考値**)
8時間制 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のものは130km	67,370	94,318	94,500
4時間制 基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のものは60km	40,420	56,588	57,000
加算額 基礎作業時間を超える場合は、 1時間を増やすこと (4時間制の場合であって、 午前6時午後6時を境とする場合は、 午前6時から翌日の午前6時までの 作業時間を計算する。)	710	0.3	0.3
	4,550	0.3	0.3

※1 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※2 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※3 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※4 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。
※5 国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(国土交通省告示第100号)に基づき、中部運輸局において告示された標準的な運賃である。

海上コンテナ輸送についても2024年問題は大きな課題となっています。

2024年問題とは?

2024年問題とは、働き方改革関連法に基づき、令和6年4月1日からトラックドライバーの時間外労働時間の上限規制(年間960時間)が適用されることにより運送業界に生じる課題の総称です。

※時間外労働時間(年間960時間)に達すると、6月1日の数値は、30日以内の罰金が科せられる場合があります。

トラックドライバーの時間外労働時間の上限規制が適用されることにより、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)に定める残業時間等の基準も改正されます。(令和6年4月1日適用)

改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間などの基準が改正されます。

1年の拘束時間 3,516時間 原則:3,300時間 最大:3,400時間	1か月の拘束時間 原則:293時間 最大:320時間	1日の休息時間 継続8時間 1日を基本とし、継続9時間を基本とする
--	----------------------------------	---

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

愛知県トラック協会 海上コンテナ部会
海上コンテナ部会のHPはこちら
https://www.kaiyocoordinator-transport.com/

9. その他の活動④

・返却コンテナ清掃・洗浄問題等付帯作業についてのリーフレット作成〔2025年(令和7年)4月〕

名古屋港の長年の課題である返却コンテナ清掃・洗浄問題等付帯作業について部会員に対し、アンケート調査を実施しました。(事業者100社、運転者422名分を回収) 当部会は中部運輸局の協力のもと、返却コンテナ清掃・洗浄問題等付帯についてのリーフレットを5,000部作成しました。適正運賃の收受、港湾物流輸送の労働力改善などを旨とするため、部会員に対し活用を促すとともに荷主企業、関連団体等にも積極的に周知図るためリーフレットの配布を行いました。

〔作成したリーフレット〕

～物流の2024年問題解決に向けて～

名古屋港における コンテナ輸送の効率化をめざして

コンテナ清掃
洗浄問題等付帯作業について

愛知県トラック協会 海上コンテナ部会

海上コンテナ部会のHPはこちら
<https://www.kaijyococontainer-transport.com/>

海上コンテナ輸送の効率化は、

物流の2024年問題に代表されるように、物流業界は変革期を迎えています。海上コンテナ輸送においても、ドライバーの負担軽減と効率化は喫緊の課題となっています。付帯作業である返却コンテナの清掃・洗浄作業の効率化を図り、ドライバーの労働時間削減に繋げることは、問題解決に向けた重要な一歩となるでしょう。

付帯作業には、清掃(掃き掃除)と洗浄(水洗い)、残留不要品の除去などがあります。

【洗浄(水洗い)が圧倒的に多い】 N=422(A)

【残留不要品の除去】 <複数回答>

付帯作業に、ドライバーの健康起因問題や安全対策の課題があります。

ドライバーの40%以上が、付帯作業でなんらかの体調不良の経験があります。

作業中に体調不良になった割合 N=422(A)

主な体調不良

- ※熱中症 ※暑熱による体調不良
- ※腰痛
- ※目の痛み
- ※頭痛
- ※肩痛
- ※アレルギー
- ※打撲
- ※打撲
- ※荷台からの落下など

【ドライバーが、体調不良になった主な理由】

- ※夏場の作業でコンテナ内が高湿多湿で熱中症になった
- ※粉塵を吸い、体調が悪くなった
- ※薬品等で肌が荒れた

ドライバーの働き方改革に

ドライバーは、コンテナ清掃作業の要・不要を判断し、清掃しています。

事業者の声

清掃実施の判断は、ドライバーがしなければなりません <複数回答>

ドライバーの声

清掃は、ドライバー自らが行うのが現状です <複数回答>

清掃作業

ドライバーは、清掃作業についてこんな考えを持っています。

付帯作業について、荷主とのなんらかの取り決めがあるか、事業者のみなさんに関して。

付帯作業のとり決め

清掃作業の取り決め

必要不可欠な課題です。

付帯作業のなかで、洗浄作業が圧倒的に多いと感じています。

洗浄(水洗い)が圧倒的に多い作業です。 <複数回答>

ドライバーの負担が大きいため洗浄作業は、名古屋港だけの適用といわれています。 <複数回答>

洗浄作業の時間

ドライバーは、洗浄作業が多い理由をこのように考えています。

国際複合一貫輸送の動向において「荷主は、汚れない状態で返却する責任を負う」と規定されています。荷主の義務におかれましては、健康面や環境面に配慮いただきながらデバン作業時の清掃にご協力いただくとともに、清掃・洗浄を要する際は、健康面・環境面・正取引の観点から、適切な洗浄方法の伝達とコストの負担につきましてもご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成26年4月 国土交通省 中部運輸局 「返却コンテナの清掃洗浄に関する協力について」より

○主要要望活動や取組み

- ・返却コンテナ清掃・洗浄問題等付帯作業についての勉強会に参加
- ・多機能RFIDタグおよびパッシブタグの導入
- ・ターミナル、バンプール待機時間実態調査の実施
- ・PSカード（出入管理情報システム）の導入
- ・SOLAS出入り管理マニュアルの周知徹底
- ・港湾道路の交通安全確保についての改善要望（信号設置の要望）
- ・国際海上コンテナにおける安全輸送マニュアルの周知徹底
- ・貨物に起因しない危険品ラベルの是正要請文書の発出
- ・女性ドライバーの手洗い場の改善要望
- ・港湾道路に対する改善要望
- ・名古屋港港湾脱炭素化推進協議会への参加